

庄内町告示第95号

平成31年度庄内町食を活用した販わい創出事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成31年度庄内町食を活用した販わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飲食業等の振興による地域経済の活力を維持するため、食を活用した販わいを創出する事業を実施する庄内町商工会（次条及び第6条において「商工会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、商工会が実施する食を活用した販わいを創出する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (4) 会場借料
- (5) 設営費
- (6) 広報費
- (7) 印刷費
- (8) 資料購入費
- (9) 通信運搬費
- (10) 消耗品費
- (11) 機器借上料
- (12) 雑役務費
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の合計額とし、50万円を限度とする。

この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
（概算払）

第6条 町長は、必要と認めるときは、商工会の請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	